

○南城市知念地域移住定住支援補助金交付要綱

令和5年3月6日

告示第18—2号

改正 令和7年3月31日告示第53号

(趣旨)

第1条 この告示は、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」(令和3年法第19号)第2条第2項により公示された地域の人口増加及び地域コミュニティの活性化を図るため、予算の範囲内において若者が南城市の旧知念村地域(以下「知念地域」という。)に移住定住するための費用の一部を補助するものとし、その補助について、南城市補助金等交付規則(平成18年南城市規則第40号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住 1年以上知念地域外に居住していた者が知念地域内に住民票を移し、かつ定住することをいう。ただし、直近において知念地域内の賃貸物件に居住していた者が知念地域内に住居を新築、増改築、購入して住民票を異動することを含む。
- (2) 定住 知念地域に住居を新築、増改築、購入、賃借した者が永続的に知念地域に居住することをいう。
- (3) 引越費用 住宅の新築、改築、購入又は賃借を伴わない転入、転居に係る費用の定額支給のことをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、知念地域で新たに生活を始めるために、引越し等を行う世帯の世帯主で、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 補助金の交付申請日(以下「申請日」という。)において、満40歳に到達して最初の3月31日までの間にある者であること。ただし、満18歳に到達して最初の3月31日までの間にある子どもと生計を一にし、同居している世帯として、市が認めた場合はこの限りでない。
- (2) 転入及び異動を行った日から1年以内であること。
- (3) 知念地域に定住する意思があること。

- (4) 当該世帯の世帯主が居住する行政区域の自治会に加入していること。
- (5) 当該世帯の構成員の全員が、マイナンバーカードを取得していること。
- (6) 当該世帯の構成員の全員（納税義務者）が、納期限が到来している市税を完納していること。
- (7) 当該世帯の構成員の全員が、この告示に基づく補助金を受給していないこと。
- (8) 当該世帯の構成員の全員が、他の公的制度による移住・引越し・家賃補助等を受けていないこと。
- (9) 当該世帯の構成員の全員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及び関係者でないこと。
- (10) 本補助金の効果測定に資する調査等へ協力すること。

（令7告示53・一部改正）

（補助額）

第4条 補助対象者へ交付する対象となる補助金の額は、別表のとおりとする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は知念地域移住定住支援補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは知念地域移住定住支援補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（申請事項の変更及び承認）

第6条 前条第2項により補助金の決定の通知を受けた補助対象者は、その申請事項について変更が生じた場合は、速やかに知念地域移住定住支援補助金変更交付申請書（様式第3号）に、当該変更に係る書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、知念地域移住定住支援補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により補助対象者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第7条 補助対象者は、第5条第2項又は前条第2項に規定する通知書を受けた場合は、速やかに知念地域移住定住支援補助金交付請求書（様式第5号）を市長に提出しなけれ

ばならない。

- 2 市長は、補助対象者からの請求があったときは、予算の範囲内において別表に定める補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消)

第8条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定に付した条件に違反する行為があったとき。
- (3) この告示に違反する行為があったとき。

(補助金の返還)

第9条 補助対象者は、市長が補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、速やかに当該補助金を返還しなければならない。

(報告等)

第10条 市長は、補助金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めたときは、補助対象者に対して、報告又は書類の提出（以下「報告等」という。）を求めることができる。

- 2 補助対象者は、前項の報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月31日告示第53号）

(施行期日)

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行前に、この告示による改正前の南城市三世代同近居支援補助金交付要綱の規定により申請があった、又は交付決定を受けた補助金については、なお従前の例による。

別表（第4条、第7条関係）

区分		補助額
1	新築、改築、購入費用	50万円
2	引越費用（定額）	(1) 県外 10万円
		(2) 県内 5万円

様式第1号（第5条関係）

様式第2号（第5条関係）

様式第3号（第6条関係）

様式第4号（第6条関係）

様式第5号（第7条関係）